

社債募集要項

平成26年7月14日

五洋食品産業株式会社

GOYOfoods
Go! Best the Future by Cheer Foods.

■本債券の主なリスク

1. 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります。
 - 円貨建て債券は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、金利水準の変化に対応して価格が変動すること等により、投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生ずるおそれがあります。
 - 本債券は、市場で取引されない円貨建て債券であり、証券会社での店頭取引も予定されていないため、償還日より前に換金する場合には、相対取引での譲渡となりますので、流動性(換金性)が低く、譲渡することができない可能性があります。
2. 有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。
 - 円貨建て債券の発行者の信用状況に変化が生じた場合、投資元本を割り込み損失(元本欠損)が生ずるおそれがあります。
 - 円貨建て債券の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じたりするリスクがあります。
 - 本債券は、主な格付機関による格付がなされていないため、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じたりするリスクの程度はより高いといえます。
3. 流動性(換金性)が低いことによって損失が生じるおそれがあります。
 - 本債券は、市場で取引されている債券と異なり、証券会社での相対取引も予定されておらず、流動性(換金性)が低くなります。譲渡をご希望の場合には、譲渡先をご自身で見つけていただく必要があります。また、本債券には、譲渡制限が付されており、譲渡をご希望の場合には、あらかじめ発行会社の取締役会による承認が必要です。また、発行会社の承認が得られない場合には、売却や購入ができないことがございます。したがって、本債券を売りたいときに売れない、買いたいときに買えないことがございます。
 - 当社は、本債券の買取りはいたしません。
4. その他、本債券には以下のようなリスクがあります。
 - 本債券は無担保・無保証です。

■留意事項

- 本債券の発行者の主な事業等のリスクは、平成26年7月11日公表の「平成26年5月期決算短信〔日本基準〕(非連結)(以下「決算短信」という。)添付資料1. 経営成績(4) 事業等のリスク」に記載されておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本債券の発行者の経理の状況は、「決算短信添付資料4. 財務諸表」に記載されておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本債券をお申込みいただく際には、発行者が指定する口座へ、社債申込預かり金をお支払ください。
- 本債券には、御身体の不自由な方等のマル優(非課税貯蓄)制度の適用がございません。
- 法令等(平成26年7月11日時点)に従い、利息には20.315%の課税が生じますが、利息のお支払い時に源泉徴収いたします。なお、個人の方について、当該利息は源泉分離課税となりますので、当該利息に関して確定申告の必要はございません。
- 本債券は、格付機関による格付がなされている債券および市場で取引されている債券に比べてリスクの程度が高いといえるため、お取引の際には、お客様の資力、投資目的及び投資経験等に照らし、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

五洋食品産業株式会社 第6回無担保社債（8ヶ月債）募集要項

本要項は、五洋食品産業株式会社、（以下「会社」という。）が平成26年8月18日に発行する第6回無担保社債（以下「本社債」という。）にこれを適用する。

第1条 本社債の条件は、下記のとおりとする。

- (1) 会社の商号 五洋食品産業株式会社
- (2) 募集社債の総額 金 19,600,000 円
- (3) 社債の形式 無担保社債
- (4) 各募集社債の金額 金 400,000 円の1種
- (5) 各募集社債の総口数 49 口
- (6) 社債の払込金額（発行価額） 額面100円につき100円
- (7) 償還金額 額面100円につき100円
- (8) 利率 年2.5%
- (9) 利息支払日、利息支払の方法及び期限
 - ① 本社債の利息計算は払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成27年3月31日に支払う。
 - ② 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - ③ 1箇年を365日として日割をもって計算する。
 - ④ 償還期日後は利息をつけない。
 - ⑤ 利息の支払は「利息及び元金償還振込口座指定書」に記載された口座に振込む方法により行う。
- (10) 償還期限 平成27年3月31日
- (11) 償還の方法
 - ① 本社債の元金は、平成27年3月31日にその総額を償還する。
 - ② 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - ③ 償還元金の支払は「利息及び元金償還振込口座指定書」に記載された口座に振込む方法により行う。
- (12) 募集方法
 - ① 一般募集
 - ② 本社債の申込は、会社所定の「社債申込証」をもって申込取扱場所宛に行い、払込期日までに社債申込預かり金を、払込取扱口座まで振込こととする。
 - ③ 本社債の申込額が募集社債の総額を超過する場合は、社債申込預かり金の払込順に本社債を割当てする。
 - ④ 申込額が募集社債の総額を超過する部分に対しては本社債を発行しない。
- (13) 申込取扱場所 糸島市多久819番2 五洋食品産業株式会社
- (14) 申込期間 平成26年7月14日から平成26年8月8日まで。
ただし、社債申込預かり金が募集社債の総額に達したときは、申込期間中であっても締め切るものとする。
- (15) 払込期間 平成26年7月14日から平成26年8月18日まで。
- (16) 払込期日 平成26年8月18日
- (17) 社債申込預かり金 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。社債申込預かり金には利息をつけない。
- (18) 払込取扱口座 株式会社西日本シティ銀行 比恵支店 普通預金 No. 1173674
口座名義人 ゴヨウシヨクヒンサンギョウ（カ）
- (19) 第三者譲渡の方法及び譲渡制限
 - ① 社債権者は、償還期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。

また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。

- ② 譲渡価格は利息の付された経過期間を考慮して、当事者間の合意によって決定するものとする。
- (19) 社債券の発行 本社債は社債券を発行しない。
- (20) 物上担保または保証 本社債には物上担保及び保証は付されていない。
- (21) 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている。
- (22) 元利金支払場所 糸島市多久 819 番地 2 五洋食品産業株式会社
- (23) 社債元利金請求権の事項（会社法第 701 条）
 - ① 社債の償還請求権は 10 年を経過するとき時効に因って消滅する。
 - ② 社債の利息の請求権は 5 年を経過するとき時効に因って消滅する。
- (24) 社債管理者
会社法第 702 条但し書き、会社法施行規則 169 条に基づき、社債管理者を設置しない。

第 2 条 本社債の譲渡は、取得者の氏名又は名称および住所を社債原簿に記録しなければ、当社その他第三者に対して、本要項に基づく権利を会社に主張できない。

第 3 条 本要項に基づく通知は、社債原簿に記載された本社債権者の住所宛に書面をもって行うものとする。

第 4 条 金融商品取引法第 23 条の 13 第 3 項に準じて、下記の通り告知を行う。

- (1) 金融商品取引法第 4 条第 1 項の届出がないこと
今般の取得の申込の勧誘は、発行価額の総額が 1 億円未満であるため金融商品取引法第 4 条第 1 項 5 号の定めにより、その発行に関し、金融商品取引法第 4 条第 1 項による届出は行われていない。
- (2) 一括譲渡以外の譲渡禁止の旨
社債権者は、満期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。
また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。

本要項に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、本社債権者と会社は合意のうえ、その都度これに関する契約を締結し、その契約は本要項と一体をなすものとする。

五洋食品産業株式会社 第7回無担保社債（8ヶ月債）募集要項

本要項は、五洋食品産業株式会社、（以下「会社」という。）が平成26年8月18日に発行する第7回無担保社債（以下「本社債」という。）にこれを適用する。

第1条 本社債の条件は、下記のとおりとする。

- (1) 会社の商号 五洋食品産業株式会社
- (2) 募集社債の総額 金 15,000,000円
- (3) 社債の形式 無担保社債
- (4) 各募集社債の金額 金 1,000,000円の1種
- (5) 各募集社債の総口数 15口
- (6) 社債の払込金額（発行価額） 額面100円につき100円
- (7) 償還金額 額面100円につき100円
- (8) 利率 年3.0%
- (9) 利息支払日、利息支払の方法及び期限
 - ① 本社債の利息計算は払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成27年3月31日に支払う。
 - ② 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - ③ 1箇年を365日として日割をもって計算する。
 - ④ 償還期日後は利息をつけない。
 - ⑤ 利息の支払は「利息及び元金償還振込口座指定書」に記載された口座に振込む方法により行う。
- (10) 償還期限 平成27年3月31日
- (11) 償還の方法
 - ① 本社債の元金は、平成27年3月31日にその総額を償還する。
 - ② 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - ③ 償還元金の支払は「利息及び元金償還振込口座指定書」に記載された口座に振込む方法により行う。
- (12) 募集方法
 - ① 一般募集
 - ② 本社債の申込は、発行者所定の「社債申込証」をもって申込取扱場所宛に行い、払込期日までに社債申込預かり金を、払込取扱口座まで振込こととする。
 - ③ 本社債の申込額が募集社債の総額を超過する場合は、社債申込預かり金の払込順に本社債を割当てする。
 - ④ 申込額が募集社債の総額を超過する部分に対しては本社債を発行しない。
- (13) 申込取扱場所 糸島市多久819番2 五洋食品産業株式会社
- (14) 申込期間 平成26年7月14日から平成26年8月8日まで。
ただし、社債申込預かり金が募集社債の総額に達したときは、申込期間中であっても締め切るものとする。
- (15) 払込期間 平成26年7月14日から平成26年8月18日まで。
- (16) 払込期日 平成26年8月18日
- (17) 社債申込預かり金 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
- (18) 払込取扱口座 株式会社西日本シティ銀行 比恵支店 普通預金 No. 1173674
口座名義人 ゴヨウショクヒンサンギョウ（カ）
- (19) 第三者譲渡の方法及び譲渡制限
 - ① 社債権者は、償還期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。

また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。

- ② 譲渡価格は利息の付された経過期間を考慮して、当事者間の合意によって決定するものとする。
- (19) 社債券の発行 本社債は社債券を発行しない。
- (20) 物上担保または保証 本社債には物上担保及び保証は付されていない。
- (21) 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている。
- (22) 元利金支払場所 糸島市多久 819 番地 2 五洋食品産業株式会社
- (23) 社債元利金請求権の事項（会社法第 701 条）
 - ① 社債の償還請求権は 10 年を経過するとき時効に因って消滅する。
 - ② 社債の利息の請求権は 5 年を経過するとき時効に因って消滅する。
- (24) 社債管理者
会社法第 702 条但し書き、会社法施行規則 169 条に基づき、社債管理者を設置しない。

第 2 条 本社債の譲渡は、取得者の氏名又は名称および住所を社債原簿に記録しなければ、当社その他第三者に対して、本要項に基づく権利を会社に主張できない。

第 3 条 本要項に基づく通知は、社債原簿に記載された本社債権者の住所宛に書面をもって行うものとする。

第 4 条 金融商品取引法第 23 条の 13 第 3 項に準じて、下記の通り告知を行う。

- (1) 金融商品取引法第 4 条第 1 項の届出がないこと
今般の取得の申込の勧誘は、発行価額の総額が 1 億円未満であるため金融商品取引法第 4 条第 1 項 5 号の定めにより、その発行に関し、金融商品取引法第 4 条第 1 項による届出は行われていない。
- (2) 一括譲渡以外の譲渡禁止の旨
社債権者は、満期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。
また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。

本要項に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、本社債権者と会社は合意のうえ、その都度これに関する契約を締結し、その契約は本要項と一体をなすものとする。